

近年の自然公園法改正について

■平成 15 年改正

	改正事項	具体的な内容	現状等
平成 15 年 改 正	国及び地方公共団体の責務に生物多様性の確保を追加	○国及び地方公共団体の責務として、「自然公園における生物の多様性の確保を旨として、自然公園の風景の保護に関する施策を講ずること」を追加し、風景の保護に関する施策に、生物多様性の確保の観点が含まれることを明示。	【成果】生物多様性保全の屋台骨としての役割を積極的に担っていくという自然公園の役割が明確化され、平成 19 年度～平成 22 年度にかけて行われた「国立・国定公園総点検事業」においては、生物多様性保全の観点からギャップ分析を行い、その結果を踏まえ、国立・国定公園の新規指定又は区域拡張を行っている。また、平成 22 年改正において、法目的に追加し、さらに明確化した。
	特別地域及び特別保護地区における規制の追加（物の集積等、指定動物の捕獲等、立入り規制地区）	○〔特別地域〕土石などの環境大臣が指定する物の集積等の規制／環境大臣が指定する植物の採取等に関する規定の改正／環境大臣が指定する動物の捕獲等の規制。 ○〔特別地域・特別保護地区〕湿原などの環境大臣が指定する区域への立入り規制。	【現状】 ・物の集積：土石、廃棄物等を指定 ・指定動物：9 公園（国立 7、国定 2）で計 9 種を指定 ・立入り規制地区：指定無し 【成果】自然公園の風致景観に支障を与える行為が抑制された。 【課題】立入り規制については、他法令や土地所有者の権限で一部対応が可能、また、指定にあたっての合意形成の困難さ（原則土地所有者の同意が必要）等の理由から、指定が進んでいない。 【今後の対応】上記課題に対応可能であり、かつ立入り規制地区の指定が適切であると考えられる区域については、積極的に指定を検討する。
	利用調整地区制度の創設	○国立公園の風致又は景観の維持とその適正な利用を図るために、公園利用者の立入人数等を調整することができる「利用調整地区」制度を創設。自然保護のための環境影響の低減を基本とし、併せてより深い自然とのふれあいの体験を利用者に提供するためのもの。 ○〔地区の指定等〕利用者圧による風致景観に及ぼす影響を回避する目的で、植生等の荒廃が認められる又はそのおそれがある地域において指定 〔利用の認定等〕利用者数等を調整するため、環境大臣が指定する期間内に立ち入ろうとする者は、立入りの認定等を受ける 〔指定認定機関〕利用調整地区ごとに地元の団体等を指定し、利用調整地区に関する認定関係事務を行わせることができる。 〔認定のための手数料〕認定のための手数料は、利用調整地区に立ち入る公園利用者の負担とし、額は利用調整地区ごとに環境大臣が定める。	【現状】2 か所を指定：吉野熊野国立公園 西大台地区（平成 18 年）・指定認定機関：上北山村商工会、知床国立公園 知床五湖地区（平成 22 年）・指定認定機関：（公財）知床財団 【成果】西大台地区においては利用者の混雑感が緩和され、質の高い自然とのふれあいが可能となった。知床五湖地区においては、植生等の荒廃防止及びヒグマとの軋轢の解消が図られるとともに、深い自然とのふれあいの体験が得られる場となった。 【課題】指定にあたっての合意形成の困難さ（原則土地所有者の同意が必要）、指定認定機関の担い手の不足等の理由から、地区の指定が進んでいない。 【今後の対応】例えば、利用圧による影響の回避のみならず、体験の質の向上等を目的として区域指定するなど、より柔軟性等のある制度への見直しを検討する。
	風景地保護協定制度の創設	○国立公園及び国定公園内の草原や里地里山などの二次的な自然風景地について、土地所有者等による十分な管理を行うことが困難な場合等に、環境大臣又は地方公共団体若しくは公園管理団体が、「風景地保護協定」を締結し、当該土地所有者の代わりに自然風景地の管理を行うことができることとしたもの。 ○協定に基づいて行う行為に対し、特別地域の許可を受けることが不要となる特例措置を設けたほか、土地所有者の負担を軽減するために、協定が締結された土地に係る特別土地保有税を地方税法の改正により免除するとともに、相続税等の評価額を協定による制約に見合った適正な評価額とする。	【現状】これまでに 2 件を認可 ・阿蘇くじゅう国立公園「下荻の草風景地保護協定」-（公財）阿蘇グリーンストック（平成 16 年） ・上信越高原国立公園「湯の丸高原風景地保護協定」-NPO 法人浅間山麓国際自然学校（平成 23 年） 【成果】阿蘇くじゅう国立公園においては、輪地切り、輪地焼き及び野焼き等の行為が円滑に行われ、草原景観の維持に寄与した。また、上信越高原国立公園においては、希少種であるミヤマシロチョウ等の生息環境の回復又は保全のための植樹又は整枝等が円滑に行われ、自然の風景地及び生物多様性の保全に寄与した。 【課題】制度の周知やメリットが不十分等の理由から、協定締結が進んでいない。

<p>公園管理団体制度の創設</p>	<p>○国立・国定公園の管理業務に関し、一定の能力を有する公益法人、NPO 法人等を「公園管理団体」として指定する。</p> <p>○公園管理団体は、風景地保護協定の締結主体として協定地区内の自然の風景地の管理を行うほか、協定区域外においても、植生の復元、登山道等公園施設の巡視及び補修、情報提供、利用実態調査など幅広い業務を行うことができる。</p>	<p>【今後の対応】 制度運用上の工夫等を検討する。</p> <p>【現状】 5 団体を指定：(公財) 阿蘇グリーンストック (平成 15 年)、(一財) 自然公園財団 (平成 17 年)、(公財) 知床財団 (平成 19 年)、NPO 法人浅間山麓国際自然学校 (平成 20 年)、NPO 法人たきどろん (平成 21 年)</p> <p>【成果】 風景地保護協定の締結による二次的自然環境の保全や、自然体験活動・環境教育の推進に寄与した。</p> <p>【課題】 公園管理団体となるメリットが不十分、営利を目的とする団体を指定することができない等の理由から、指定が進んでいない。</p> <p>【今後の対応】 自然公園の協働型管理運営という観点から、公園管理団体の役割を再検討する。</p>
<p>行為許可に係る違法行為に対する是正措置の強化(中止命令、継承者への現状回復命令等)</p>	<p>○行為許可に関する違法行為について、中止を命令することができることとした。</p> <p>○工作物を他の者に譲渡してしまう等悪質な案件等に対応できるよう、工作物等の権利の承継者への原状回復等の命令の規定を設けた。</p> <p>○原状回復等を命ずべき者を確知できない場合においても、環境大臣又は都道府県知事はその者の負担において原状回復等を行うことができることとした。</p>	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・違反行為を行っている者に対する中止命令：事例なし ・継承者への原状回復命令：事例なし ・原状回復を命ずべき者を確知できない場合、大臣がその者の負担において行う原状回復：事例なし <p>【成果】 行為許可に係る違法行為の抑止に寄与した。</p> <p>【課題】 特になし。</p> <p>【今後の対応】 引き続き、適切な運用に努める。</p>

■平成 22 年改正

	改正事項	具体的な内容	現状
平成 22 年改正	法目的に「生物多様性の確保」を追加	○生物多様性基本法の制定などに見られる、生物の多様性に関する社会的な要請の高まり等を踏まえ、目的規定に生物多様性の確保に寄与することを明示。	【成果】法改正以前から、実質的には自然公園内で生物多様性の確保を実施してきたが、法目的に位置づけることにより、自然公園の指定・管理において、生物多様性の確保の観点により明確化された。平成 28 年のやんばる国立公園、平成 29 年の奄美群島国立公園の指定は、希少野生動植物の保護を主眼の一つに置いている。 【今後の対応】ポスト愛知目標の設定等も見据え、生物多様性全の観点からさらなる施策の充実を図る。
	海域公園地区制度の創設	○海中だけでなく、海上も含めた海域全体の景観の維持と適正な利用を図る観点から、海中公園地区を、海域全体を対象とする「海域公園地区」に改めた。	【現状】国立公園：計 15 公園 98 地区で 143 か所を指定（約 55,088ha） 国定公園：計 15 公園 23 地区で 61 か所を指定（訳 7945ha） 【成果】制度改正により、干潟や岩礁など、生物多様性に富むエリアを指定できるようになったこと、また、地区全域で一律に動植物の捕獲等規制を行うのではなく、捕獲等規制を行うべき区域を海域公園地区内できめ細かに設定することができるようになったことで漁業者との調整を図りやすくなったことから、指定面積が増大した。※平成 20 年（海中公園地区）：2,359ha→令和元年（海域公園地区）：55,088ha 【課題】関係行政機関や漁業者等との連携による海域の管理の質の向上 【今後の対応】関係行政機関や漁業者との連携等により、普通地域を含めた海域の管理の質の向上を目指す。
	生態系維持回復事業制度の創設	○シカによる食害等に対し、国立・国定公園内の生態系の維持又は回復を図ることを目的として生態系維持回復事業制度を創設。 ○生態系維持回復事業の実施に当たっての手続き ①生態系維持回復事業に関する公園計画の決定 ②生態系維持回復事業計画の策定 ③生態系維持回復事業の実施 ※生態系維持回復事業計画に適合するものとして確認又は認定を受けた行為は許可が不要となる特例措置を設けた。	【現状】国立公園：10 地域で生態系維持回復事業計画を策定（知床、阿寒摩周、尾瀬、白山、南アルプス、霧島、屋久島等） 【成果】関係行政機関等の多様な主体の参画が促進され、地域全体で取り組む体制が構築された。平成 22 年から令和元年現在まで生態系維持回復事業に係る予算措置を講じており、自然公園におけるシカの食害や外来種対策が進捗している。一部地域では、外来魚の根絶やシカの生息密度の低下が確認されている。 【課題】継続的な予算の確保 【今後の対応】計画に基づく事業を引き続き実施する。また、新たに事業が必要な地域については、計画策定・事業実施を進める。
	特別地域及び特別保護地区における規制の追加（指定区域内における木竹の損傷、植栽・動物の放出規制等）	○〔特別地域〕環境大臣が指定する区域内での木竹の損傷の規制／環境大臣が指定する区域内において、「環境大臣が指定する植物を伐採し、又植物の種子をまくこと」及び「環境大臣が指定する動物を放つこと」の規制、〔特別保護地区〕「動物を放つこと（家畜の放牧を含む。）」及び「木竹以外の植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと」の規制	【現状】木竹の損傷、植栽・動物の放出等に係る指定区域：指定なし 【課題】特になし。 【今後の対応】特別保護地区においては引き続き適切な規制の運用に努めるとともに、木竹の損傷等の規制が必要な特別地域があれば、積極的に指定を検討する。
	公園事業の執行に関する規定の整備（施行令の規定の法律への位置づけ等）	○執行認可の申請に併せて、管理経営の方法を提出させることとし、執行認可後の届出は不要とした。 ○改善命令に従わない場合の罰則（50 万円以下の罰金）を規定 ○合併、分割、相続、譲渡の際に、環境大臣の同意又は承認が無ければ地位が継承されないこととした。 ○必要な場合に速やかに公園事業の認可の効力を失効させ、他の適切な者にその公園	【現状】 ・改善命令に従わない場合の罰則の適用：事例なし ・原状回復命令に従わない場合の罰則の適用：事例なし ・原状回復を命ずべき者を確知できない場合、大臣がその者の負担において行う原状回復：事例なし 【成果】公園事業に対する一定の監督機能の強化が図られた。 【課題】管理経営の方法の提出は法改正前から認可している事業者に対しては効果が及ばない等か

	<p>事業を担わせることができるよう、認可の失効について法に規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ○原状回復命令と罰則（1年以下の懲役または100万円以下の罰金）について規定 ○原状回復を命ずべき者を確知できない場合、大臣がその者の負担において行う原状回復について規定 等 	<p>ら、施設の廃屋化の進行には歯止めがかかっていない。</p> <p>【今後の対応】 廃屋化の抑止のために、制度改正を含めさらなる措置を講ずべく検討を進める。</p>
--	---	---